

答 申 書
(答申第131号)
平成23年3月15日

個人情報の利用及び提供の制限に関する意見について（答申）

北海道個人情報保護条例第8条第1項第7号の規定により、平成23年2月28日付け道本捜4（排）第63号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、諮問の内容は適当なものであると認めます。

記

類 型	利用及び提供する理由又は必要性
北海道警察が検挙した暴力団員について、 <ul style="list-style-type: none">・所属暴力団の名称、団体内の地位・逮捕した暴力団員の住所、氏名、年齢・逮捕年月日、逮捕警察署、犯罪事実の概要 を、北海道警察がインターネット上に開設するホームページ（以下「道警ホームページ」という。）に「暴力団員検挙情報」として掲載することにより、道民等のインターネット利用者に提供する。ただし、掲載する逮捕事案は、報道機関に情報提供したものに限る。	<p>○理由 既に報道機関に情報提供した暴力団員の検挙情報について、報道以外の媒体によっても接することができるインターネットを活用して、時間的・場所的に自由にアクセスできる状態とすることにより、道民生活及び事業活動からの暴力団排除に資する情報を積極的に提供し、道民等の暴力団排除意識の高揚を図るため。</p> <p>○必要性 平成23年4月1日から施行される「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」（条例第57号）は、第1条（目的）に、「暴力団の排除を推進し、もって道民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与すること」を掲げ、第5条（道民の責務）では、道民自ら暴力団排除に対する理解を深めるよう努めることとしている。</p> <p>この目的の達成及び道民の責務の実践を促すには、道（道警察）によって、排除すべき暴力団に関する情報が提供されることが不可欠であり、第11条（道民等に対する支援）は、道による道民への情報提供を定めている。</p> <p>このように、道民による生活基盤からの暴力団排除の自主的取組を促すため、その基礎となる情報の提供をより効果的に行うため、現代において非常に有用な情報伝達手段であるインターネットを活用した「暴力団員検挙情報」の道警ホームページ掲載を行う必要がある。</p> <p>○付記 なお、左記の提供については、原則として、北海道個人情報保護条例第10条の制限を受けるものであるが、同条例第8条第1項各号により提供が許されると認められる場合には、第10条の制限を受けないものと解される。</p>